

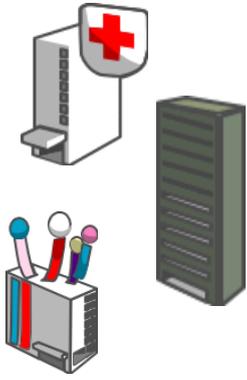
# 建築物防災計画書の作成について

## 1 作成の目的等

建築物防災計画書は、「京都市高層建築物等に係る防災計画書の作成に関する指導要綱」に基づき、建築物の計画が単に関係法規に適合するというだけでなく、建築物の各部の構造・設備（ハード面）、及び維持管理（ソフト面）等の見地から安全を確保しているということを示すものです。建築物の性能及び人間の対応等の要因が連携・相補い合って建築物の安全を実現することを目的としています。

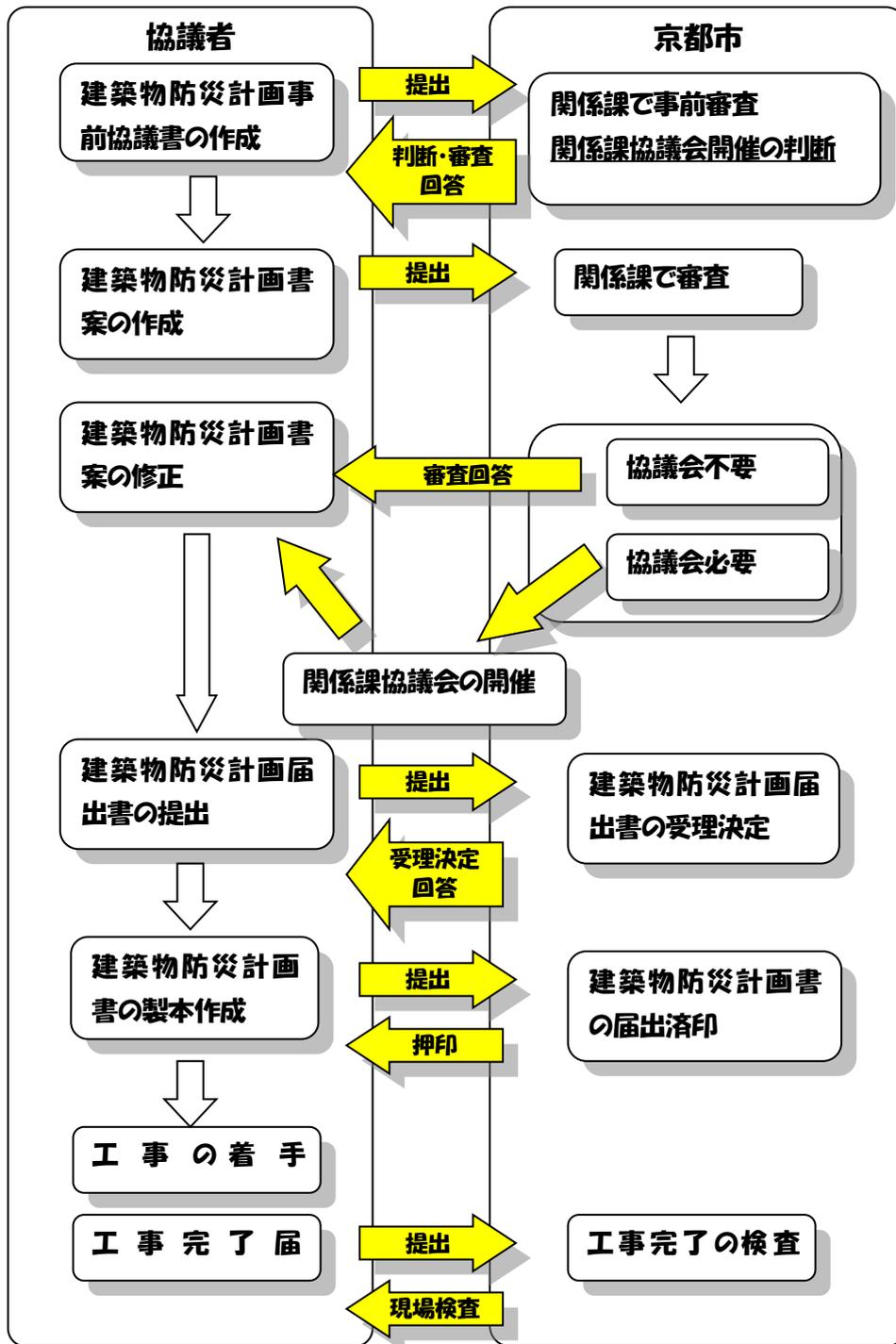
また、建築物防災計画書は、設計段階での安全性の審査のためだけのものではなく、建築物とともに所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に引き継がれ、建築物の適正な維持管理のために保有・活用されるものでなくてはなりません。

## 2 対象となる建築物

1	高さが45メートルを超える建築物	
2	高さが31メートルを超える建築物で、高さが31メートルを超える部分に居室を有するもの	
3	建築基準法施行令第147条の2各号に掲げる建築物 	① 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場の用途に供する建築物で3階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
		② 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等の用途に供する建築物で5階以上の階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
		③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店若しくは飲食店の用途又は前二号に掲げる用途に供する建築物で5階以上の階又は地階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が2,000㎡を超えるもの
		④ 地下の工作物内に設ける建築物で居室の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの
4	右欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの	① 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
		② 病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等
		③ 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、ホテル、旅館、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲食店

### 3 建築物防災計画書の作成の流れ

フロー図



※建築物防災計画書：指導要綱の別表に規定する内容を記した図書（要綱第4条第2項）

建築物防災計画届出書：第2号様式

#### (1) 建築物防災計画事前協議書の提出

- 必要図書：建築物防災計画事前協議書（第1号様式），建築物の概要，付近見取図，配置図，各階平面図，2面以上の立面図，2面以上の断面図
- 部 数：4部（A3横綴じ，A4折り）

- ・提出先：都市計画局建築指導部建築審査課
- ・関係課：消防局予防部指導課，所管消防署予防課  
都市計画局建築指導部建築審査課（建築，設備）

## (2)建築物防災計画書(案)の提出

建築物防災計画事前協議書の審査時の調整事項を踏まえて作成してください。

- ・必要図書：建築物防災計画書（案）（指導要綱別表の記載項目が記載されたもの）  
建築物防災計画事前協議書審査時の議事録
- ・部数：4部（A3横綴じ，A4折り）
- ・提出先：都市計画局建築指導部建築審査課

## (3)建築物防災計画書作成に係る関係課協議の開催

必要に応じて開催します。

- ・開催日時：随時開催  
（上記（2）の提出から概ね3週間後を目途に開催します。その際，修正事項があればその旨を反映させた資料により，協議会に臨んでいただくことがあります。）
- ・協議出席者：上記の関係課及び協議者

## (4)建築物防災計画届出書の提出

上記協議会での質疑事項等の調整後，議事録とともに提出してください。

受付後，受理（副本交付）の決定を行います。

- ・必要図書：建築物防災計画届出書（第2号様式）※建築主の捺印必要  
建築物防災計画書（別表に規定する内容を記した図書）  
上記協議会議事録
- ・部数：1部

## (5)製本

建築物防災計画書は，今後，長期に渡って維持保全にも活用されるものであるため，「製本」をお願いしています。 ※協議のうえ，工事完了後に正本提出も認めます。

- ・部数：4部（1部は届出済印を押印し，返却します。）

## (6)工事完了届の提出

工事が完了したときは，建築物防災計画に関する工事完了届（第3号様式）を1部提出してください。（工事完了検査時に提出していただいても結構です。）

## (7)工事完了の検査

提出された建築物防災計画書の内容に適合しているかの検査を行います。

## 4 建築物防災計画書の変更

建築物防災計画書の届出以降，建築計画の変更があった場合は，その都度お知らせください。

変更内容によっては，再度，建築物防災計画書の届出を必要と判断される場合（避難計画に影響があり，関係課協議が必要とされた場合等）もあります。なお，「防災計画書の変更について」を参照してください。

問合せ先

京都市都市計画局建築指導部建築審査課（電話）075-222-3616